

# 令和8年度山形市監査計画

## 1 監査事務を取巻く状況

山形市では、「健康医療先進都市」及び「文化創造都市」の2大ビジョンの確立に向けたまちづくりが進められているところであり、令和8年度は、山形市発展計画2030の2年目を迎え、「歩くほど幸せになるまちづくり」をはじめとする「目指すまちの姿」の実現に向けた取り組みが加速することになる。

また、国における地方創生の推進やこども未来戦略に基づくこども・子育て政策、DX・GXの推進、防災・減災をはじめとする安全・安心な暮らしの実現などにより行政需要が増加するほか、社会保障関係経費や人件費などの増加に加え、物価高騰による費用のかかり増しなどが見込まれる。

このような状況の中で、発展計画に基づく事業の展開及び質の高い行政サービスの安定的な提供と、健全な財政運営を両立していくためには、より効率的・効果的で持続可能な行政経営が求められる。

監査等を行うにあたっては、山形市監査基準に従い公正不偏の立場に立ち、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているかという視点が重要となる。また、効率的かつ効果的な監査を行うため、リスクの高い分野の監査に人的及び時間的資源を重点的に振り向け、持続可能な監査体制の構築により、監査の質と精度の確保・向上を図り、市民の信頼を高めていかなければならない。

## 2 基本方針

監査委員は、次の方針に基づき監査を実施する。

- (1) 山形市監査基準に基づき、公正で合理的かつ能率的な行政運営を実現するため、単に違法、不正の指摘にとどまらず、是正改善の指導に重点を置いて監査等を実施する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく措置状況を適切に把握し、その後の監査に反映させる。
- (3) 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、リスクの内容及び程度を検討した上で、適宜、より適切な監査手法となるよう努めるとともに、研修等により事務局職員の監査に関する専門的な知識の向上を図る。
- (4) 市民に対する説明責任を果たすため、監査結果を市民にわかりやすく公表する。

### 3 年間監査計画

令和8年度の年間監査計画は、次のとおりとする。

#### (1) 定例監査（財務監査）（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等の定めるところに従って適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施する。

#### ア 監査対象の年度

令和7年度分の事務事業等を対象とする。

必要があると認めるときは、他の年度の事務事業等を監査の対象とする。

#### イ 監査対象の部課等及び実施時期

別表「令和8年度年間監査計画表」のとおりとする。

なお、実施時期の考え方は、次のとおりとする。

- (ア) 原則として、部等に対しては、毎年実施する。課等に対しては、4年に1回実施する。
- (イ) 市立病院済生館事務局に対しては、2年に1回実施する。
- (ロ) 会計管理者補助組織、議会事務局、選挙管理委員会及び農業委員会に対しては、4年に1回実施する。
- (ハ) 保育園、小学校及び中学校に対しては5年に1回、公民館に対しては4年に1回実施する。

#### ウ 重点事項

これまでの定例監査及び決算審査等の結果からリスクの内容及び程度を考慮した上で、内部統制の運用・整備状況を踏まえ、次のとおりとする。

##### 旅行命令

- ・ 令和7年10月1日から旅費制度が改正されたことに伴い改訂された「旅費運用の手引き」に則り、適切に事務が遂行されているか。
- ・ 市が事務局を担う各種団体等で、市の旅費制度を準用している団体等においても、同様に適切な事務が遂行されているか。

(2) 随時監査（財務監査）（法第199条第1項、第5項）

監査委員が必要と認めるとき、定例監査に準じて実施する。

また、定例監査において、続けて同様の指摘を受けている課等に対しては、その指摘事項について内容を考慮した上で、監査を実施する。

(3) 工事監査（財務監査）（法第199条第1項、第5項）

原則として、2年に1回とし、監査委員が必要と認めるときに実施する。

監査の対象とする工事は、別途監査委員会議で決定する。

令和8年度は、令和9年度の監査実施に向けた準備・検討を行う。

(4) 行政監査（法第199条第2項）

市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼とし、監査委員が必要と認めるときに実施する。

監査の対象とする事務（具体的なテーマ）及び実施時期は、別途監査委員会議で決定する。

令和8年度は、令和7年度のテーマを継続して実施する。

(5) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

公の施設の管理を行わせている団体、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び借入金の元金又は利子の支払を保証している団体等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

**ア 監査対象の年度等**

令和7年度分の事務事業等を対象とし、合わせて、所管課の当該財政援助団体等への財政的援助等に関する事務も監査の対象とする。

必要があると認めるときは、他の年度の事務事業等を監査の対象とする。

**イ 監査対象の団体等**

別表「令和8年度年間監査計画表」のとおりとする。

なお、監査対象団体及び実施時期の考え方は、次のとおりとする。

(7) 公の施設の指定管理者

監査対象団体は、全ての指定管理者とし、実施時期は、原則5～7年に1回とする。

(i) 財政援助団体

監査対象団体は、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体のうち、1千万円以上の運営費補助を受けている団体とし、監査委員が必要と認めるときに実施する。

(ii) 出資団体

監査対象団体は、出資総額に対する出資の割合が25%以上の団体とし、監査委員が必要と認めるときに実施する。

(iii) 借入金の元金又は利子の支払を保証している団体

監査対象団体は、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体とし、監査委員が必要と認めるときに実施する。

(iv) その他必要があると認める団体

監査対象団体は、上記(i)を除く財政的援助を与えている団体のうち必要と認める団体とし、監査委員が必要と認めるときに実施する。

(6) 決算審査（法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算執行、財産管理の状況及び経営成績、財政状態等について審査を実施する。

(7) 例月出納検査（法第235条の2第1項、山形市監査委員条例第8条）

条例で定めた日（毎月原則25日）に、市長、会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が、適正に行われているかについて検査を実施する。

(8) 基金運用審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査を実施する。

(9) **健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）**

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかについて審査を実施する。

(10) **請求又は要求に基づく監査**

住民の直接請求（法第75条）、議会の請求（法第98条第2項）、市長の要求（法第199条第6項及び第7項）、住民監査請求（法第242条）、市長又は企業管理者の要求（法第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第34条）があった場合、当該法令の規定に基づきその都度判断し、監査を実施する。

(11) **その他**

監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合、必要に応じて、監査実施体制の変更等を行う。

#### **4 監査の実施方法**

監査に当たっては、書類監査及び監査委員による聞取りを行い、必要に応じて現場調査を実施する。

また、監査の結果に関する報告の決定前に講評を行い、関係部等の長から弁明、見解等を聴取する機会とする。

#### **5 監査結果**

(1) **監査結果の公表等（法第199条第9項、第14項）**

監査結果については、指摘の根拠及び求める是正・改善内容を明確に記載するなど、市民に対して、わかりやすいものとする。

監査結果に対する措置状況については、できるだけ具体的な内容を求めるものとし、その報告期限は、原則として1カ月後とする。ただし、行政監査については、2カ月後に改善措置の報告を、1年後に再度報告を求めるものとする。

公表については、山形市掲示場に掲示するとともに、市のホームページにも速やかに掲載する。

## (2) 監査結果の職員への周知等

職員研修の機会等を捉えて監査結果の具体的事例を示すことで業務の改善につなげるとともに、監査結果の公表時及び定例監査の年度分取りまとめ後、全ての監査結果についてグループウェアシステムに掲載し情報の共有化と再発防止の徹底を図る。

また、財務会計の手引改訂委員会作業部会にオブザーバーとして出席し、主催者の求めに応じて、改善につながるような見解を申し述べる。

令和8年度年間監査計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定例監査	上下水道部 経営企画課 改革推進室 水道管路維持課  まちづくり 政策部 まちなみデザイン課  教育委員会 (公民館) 東部 霞城	こども未来部 こども未来課 指導監査室  (保育園) 白鳩 さくら  市立病院済生館 管理課				財政部 財政課  福祉推進部 生活支援課	企画調整部 公民連携室 男女共同参画センター  農林部 農政課  都市整備部 道路維持課	環境部 廃棄物指導課  教育委員会 教育企画課 企業・卒業生 連携室 教育総務課  (小学校) 第一 第三 第五 第七 第九 南 南沼原  (中学校) 第二 第四 第九	健康医療部 生活衛生課 動物愛護センター  商工観光部 日本一の観光 案内所整備室 旧千歳館整備室	総務部 総務課 法令遵守対応室 市史編さん準備室  市民生活部 新斎場整備 推進室	文化スポーツ部 部活動地域 展開推進室  消防本部 救急救命課 東消防署	
随時監査												
工事監査												
行政監査												
財政援助 団体等監査						(社福) 山形市社会 福祉事業団				やまがた斎苑 管理グループ	山形市民会館 管理運営共同 事業体	
例月出納 検査	毎月25日											
決算審査												
基金運用 審査												棚卸立会 財政部 市立病院済生館 上下水道部
健全化判断 比率等審査												

略号・・・社福：社会福祉法人